

政令第二百二十八号

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令（平成六年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又はこれに準ずる全国的な人口調査」を削り、「に都道府県、郡又は市町村」の下に「（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区。以下この条において同じ。）」を加え、「においては」を「には」に、「人口は」を「日本国民の人口は」に改め、「の規定」の下に「の例」を、「告示した」の下に「日本国民の」を加える。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第五条 前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に

規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

衆議院議員選挙区画定 審議会設置法施行令（ 平成六年政令第四十号 ）	第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務
---	------------------------------

## 理由

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）の施行に伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に用いる日本国民の人口について、最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合における特例を定める必要があるからである。